

Ⅱ 一般入学者選抜

第1 募集・出願

1 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 令和3年3月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定(P.46)に該当する者

2 募集定員

巻末の別表「令和3年度岩手県立高等学校入学者選抜実施概要一覧表」の定員から推薦入学者選抜の合格者数を減じた数とする。

ただし、軽米高等学校、葛巻高等学校、一関第一高等学校(全日制課程)は別に定める。

3 通学区域

- (1) 県内から志願する場合

「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」(P.40)による。

また、東日本大震災津波の被災により、出願すべき高等学校以外の高等学校に出願する場合の取扱は、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」第4条(5)によるものとする。

- (2) 県外から志願する場合

「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」(P.43～45)、「Ⅸ 県外からの志願者受入れ」(P.32～34)又は「Ⅹ 特別入学志願者取扱要領」「第2 県外から県内への志願」の「2 通学区域」(P.36)による。

4 出願制限

- (1) 出願は、本校又は分校1校に限るものとする。

ア 志願先高等学校に二つの課程(全日制、定時制)又は二つ以上の学科(学系・コース)がある場合には、第2、3志望まで出願することができる。

ただし、異なる適性検査を実施する学科(学系・コース)への出願は二つまでとする。

本校と分校が同一課程の場合には併願することはできない。

イ 多部制の定時制課程においては、部の間で第2志望まで出願することができる。

- (2) 推薦入学者選抜の合格者は出願できない。

- (3) 岩手県立高等学校の一般入学者選抜(定時制課程成人枠含む)と盛岡市立高等学校の一般入学者選抜に併願することはできない。

ただし、盛岡市立高等学校の推薦入学者選抜を受検して不合格になった場合は、岩手県立高等学校の一般入学者選抜に出願できる。

(「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」(P.46)による。)

- (4) 岩手県立高等学校の一般入学者選抜(定時制課程成人枠含む)及び盛岡市立高等学校の一般入学者選抜と連携型入学者選抜に併願することはできない。

- (5) 一関第一高等学校(全日制課程)の入学決定通知書の交付を受けた者は、一般入学者選抜に出願することはできない。

5 出願期間

- (1) 期 間 令和3年2月5日(金)～2月12日(金)(ただし、休日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時～午後4時(必着)

6 出願手続

(1) 一般入学願書の請求

一般入学願書の請求及び配付は、中学校又は教育事務所を通じて行う。

(2) 志願者の手続（推薦入学者選抜で不合格となった者は P.4 6(2)を参照）

ア 中学校卒業見込みの者

在籍している中学校の校長が指定する期日までに、入学選考料相当分の岩手県収入証紙（全日制 2,200 円、定時制 950 円）及び写真を貼付した一般入学願書（A 票、B 票、C 票及び受検票）を当該中学校長に提出する。

イ 中学校卒業生

卒業した中学校の校長が指定する期日までに、入学選考料相当分の岩手県収入証紙（全日制 2,200 円、定時制 950 円）及び写真を貼付した一般入学願書（A 票、B 票、C 票及び受検票）を当該中学校長に提出する。

ウ 学校教育法施行規則第 95 条に該当する者

出願期間中（2 月 5 日（金）～12 日（金））に、入学選考料相当分の岩手県収入証紙（全日制 2,200 円、定時制 950 円）及び写真を貼付した一般入学願書（A 票、B 票、C 票及び受検票）を直接志願先高等学校長に提出する。

エ 入学選考料免除申請者

東日本大震災津波、平成 28 年台風第 10 号若しくは令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受け、又は新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、入学選考料の免除を申請する者は、入学願書に岩手県収入証紙を貼付せず次の書類を添えて出願する。（P. 38、39、47、48、73～81参照）

(ア) 入学選考料免除申請書（様式免-1 又は免-5）

(イ) 必要書類(P. 38、39参照)

(3) 出願調整（志願先の変更）

ア 出願期間中に、出願した者は、志願先高等学校又は志願先の課程、学科（学系・コース）を 1 回に限り変更することができる。

イ 志願変更する者は「志願変更願」（様式 6）を中学校長が指定する期日までに当該中学校に提出する。

ウ 県立高等学校と盛岡市立高等学校間の出願調整については、「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」（P. 46）により、1 回に限り変更することができる。

エ 出願調整期間等

(ア) 期 間 令和 3 年 2 月 16 日（火）～2 月 22 日（月）（ただし、休日を除く。）

(イ) 受付時間 午前 9 時～午後 4 時（必着）

(4) 中学校長の処理事項

ア 出願期間中に、一般入学願書（A 票、B 票、C 票及び受検票）及び入学選考料免除申請に係る書類を各志願先高等学校長に提出する。※返信用封筒は不要。

イ 出願調整期間中に、志願変更者に関する次の書類を各志願先高等学校長に提出する。

(ア) 志願変更願（様式 6）

旧志願先高等学校長あて提出する。

(イ) 旧志願先高等学校長に提出した一般入学願書（B 票、C 票及び受検票）

旧志願先高等学校長に提出した一般入学願書の C 票に、旧志願先高等学校長から所要事項の記入押印を受け、B 票及び受検票とともに、新志願先高等学校長に提出する。

- (ウ) 盛岡市立高等学校から岩手県立高等学校へ志願変更する場合は、新たに岩手県立高等学校一般入学願書を作成し、盛岡市立高等学校長から返却された一般入学願書とともに志願先県立高等学校長に提出する。
- ウ 2月25日(木)～3月2日(火)の期間に志願者に関する次の書類を、各志願先高等学校長あて提出する。
- (ア) 志願者名簿(様式3)
- (イ) 学習成績一覧表(様式4)
- (ウ) 調査書(様式1)
- (エ) 健康診断票の写し(原本証明をしたもの。)
 体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者については、健康診断票の写しを添付する。
 なお、中学校卒業後及び定期健康診断以後において健康状態が著しく変わった者については、令和2年12月以降の健康診断による診断書を添付する。
- (オ) 適性検査実技選択調査票(様式適-1)
 不来方高等学校芸術学系音楽コースの志願者については、「適性検査実技選択調査票」を添付する。
- (カ) 特別受検願(様式5)
 病気や視覚、聴覚、身体等の障がいのために、通常受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要な場合には、「特別受検願」を提出する。
- エ 海外帰国生徒(P.13 4(1)のア、イ)等については、原則として、一般受検者と同様に取り扱うが、特別に配慮する事項がある場合には、速やかにその旨を志願先高等学校長へ説明する。

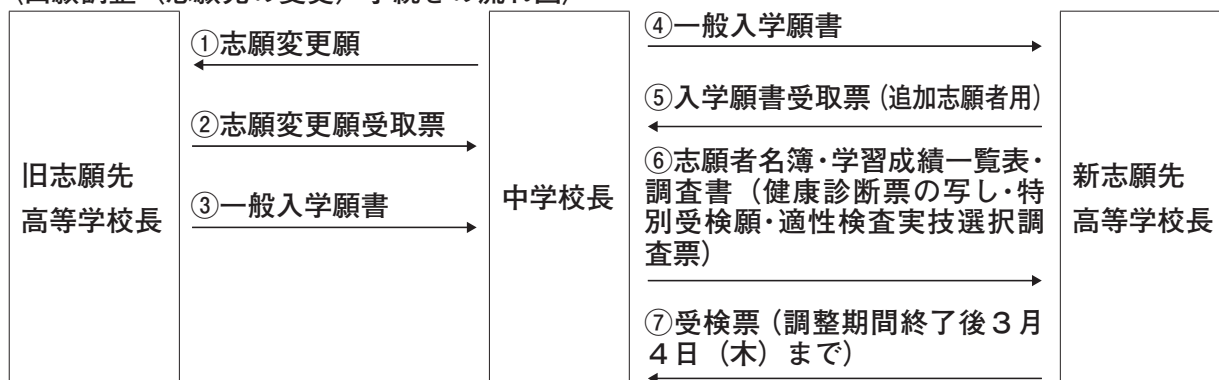
<出願及び出願調整に関する志願者の書類提出等について>

分類 手続等		志 願 者	
		中学校卒業見込みの者・中学校卒業後	学校教育法施行規則第95条に該当する者
出 願	提出書類	一般入学願書(A票、B票、C票及び受検票) ※A票に岩手県収入証紙、B票と受検票には写真(合計2枚)貼付	
		入学選考料免除申請者は、岩手県収入証紙を貼付せず、下記書類を願書とともに提出【6-(2)-エ】 ・入学選考料免除申請書 ・必要書類(P.38、39参照)	
		成績証明書又は履修証明書 (これらの証明書が提出不能の場合は、その旨の証明書)	
	提出期間	在籍又は出身中学校長が指定する期日まで【6-(2)-ア、イ】	出願期間中【6-(2)-ウ】
提出先	在籍又は出身中学校長	志願先高等学校長	
出 願 調 整	提出書類	志願変更願(様式6)	志願変更願(様式6)
	提出期間	在籍又は出身中学校長が指定する期日まで【6-(3)-イ】	調整期間中【6-(3)-エ】
	提出先	在籍又は出身中学校長	志願先高等学校長【6-(4)-イに準ずる】

(5) 高等学校長の処理事項

- ア 入学選考料免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通して申請者に通知する。なお、免除対象とならない場合は岩手県収入証紙を貼付するよう中学校長を通して指示すること。
- イ 出願期間中に受け取った一般入学願書について、「入学願書受取票」(様式7-1)を各中学校長あて交付する。
- ウ 調整期間中に他校に出願変更する者があった場合
 - (ア) 旧志願先高等学校長は、中学校長に志願変更願受取票(様式7-1に準ずる)を交付するとともに、一般入学願書のC票に所要事項を記入し、押印のうえ、B票及び受検票とともに返却する。
 - (イ) 新志願先高等学校長は、中学校長から追加志願者の一般入学願書(B票、C票及び受検票)を受け取る。
 - (ウ) 新志願先高等学校長は、追加志願者の「入学願書受取票」(様式7-1)を当該中学校長あて交付する。
- エ 調整期間終了後、3月4日(木)必着で、次のものを中学校長に送付する。(学校教育法施行規則第95条該当者の受検票は、直接本人に送付する。)
 - (ア) 所要事項を記入し、押印した受検票。
 - (イ) 集合時刻(受検者によって集合時刻を別にする場合は、受検番号ごとの集合時刻)。
 - (ウ) 適性検査で実技を実施する場合は携行品。

〈出願調整(志願先の変更)手続きの流れ図〉



※①～⑤(調整期間中)／⑥、⑦(調整後)

(6) 県教育委員会の処理事項

県教育委員会は、調整前及び調整後の志願者数を各高等学校長及び各教育事務所長あて通知し、これにより教育事務所長は、直ちに管内の中学校長に通知する。

第 2 選 抜

1 検査内容

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、面接は実施しない。

- (1) 学力検査（国語、数学、社会、英語、理科の 5 教科）
- (2) 調査書
- (3) 小論文又は作文（実施する学科（学系・コース）は別表（P.82～85）のとおり）
- (4) 適性検査（実技等）（実施する学科（学系・コース）は別表（P.82～85）のとおり）

※ 小論文又は作文を実施しない学科（学系・コース）を第 1 志望とし、小論文又は作文を実施する学科（学系・コース）を第 2、第 3 志望とする場合、小論文又は作文も検査内容とする。

異なる適性検査を実施する学科（学系・コース）については、志望の順位にかかわらず、その適性検査を検査内容とする。

ただし、学科（学系・コース）の募集定員を第 1 志望の志願者で満たしている場合には、第 2、第 3 志望の志願者に対し、小論文又は作文、適性検査を実施せず、選抜対象としない。

2 日程及び実施内容

(1) 検査期日

令和 3 年 3 月 9 日（火）

(2) 実施内容及び時程

集合時刻 8：30（又は 8：20）（※）			
朝の点呼及び連絡 8：30～8：50			
教 科	時 間	教 科	時 間
国 語	9：10～10：00	英 語	13：20～14：10
数 学	10：25～11：15	理 科	14：35～15：25
社 会	11：40～12：30	（小論文又は作文、適性検査）	
（昼 食）			

※ 検査場への入場時に混雑が予想される学校においては、受検者によって集合時刻を別にする。

(3) 各検査の配点等

学力検査、調査書、小論文又は作文、適性検査（実技等）の配点内容は、次のとおりとする。

学力検査（5教科各 100 点満点）	500 点	1000 点
調査書（9教科の 1・2・3年の評定）	440 点	
小論文又は作文（実施する学科（学系・コース）は別表のとおり）	60 点	
適性検査（実技等）（実施する学科（学系・コース）は別表のとおり）	（※）	

※ 小論文又は作文、適性検査を実施しない学科（学系・コース）においては 0 点とする。

ただし、傾斜配点を実施する学校(学系)及びそれらの学力検査の取扱は、次の表のとおりとする。

学 校 名	学 系	教 科	倍 率	学力検査の取扱
不 来 方	外国語学系	英語	2.0	傾斜配点の教科は、得点に各校で定める倍率をかけてその教科の得点とし、他の教科は得点をそのまま合計する。 その後、合計点を 500 点満点に換算し選考資料とする。
花 卷 南	国際科学学系	英語	2.0	

(4) 調査書の学習の記録の換算点

ア 1年生 (110点満点)

(ア) 国語、社会、数学、理科、英語の評定は2倍する。

(イ) 音楽、美術、保体、技・家の評定は3倍する。

イ 2年生 (220点満点)

(ア) 国語、社会、数学、理科、英語の評定は4倍する。

(イ) 音楽、美術、保体、技・家の評定は6倍する。

ウ 3年生 (330点満点)

(ア) 国語、社会、数学、理科、英語の評定は6倍する。

(イ) 音楽、美術、保体、技・家の評定は9倍する。

エ ア～ウの合計660点を440点に圧縮して調査書換算点とする。

〈例：評定が全て5の場合〉

教科名	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技・家	小計	合計
調査書	1年	10	10	10	10	15	15	15	15	110	660点 ↓ 440点に圧縮
	2年	20	20	20	20	30	30	30	30	220	
	3年	30	30	30	30	30	45	45	45	330	

(5) 適性検査 (実技等)

適性検査 (実技等) は次のとおり実施する。

学校名	学科等	内 容	
盛岡南	体育科、体育コース	・30m走・立ち幅跳び・メディシンボール投げ (男子3kg・女子2kg)	
不来方	芸術学系(音楽コース)	共通	平易な旋律聴音
		選択	声 楽 次の (1)、(2) を暗譜で演奏する。(2) は1曲選択し、いずれかの調性で歌うこと。 (1) コンコーネ 50 番中声用第2番 (母音で歌う) (2) 浜辺の歌 (2番まで：へ長調または変イ長調)、早春賦 (2番まで：変ホ長調またはへ長調)、サンタルチア (変ロ長調またはハ長調、日本語でもイタリア語でも可)、帰れソレントへ (ハ長調またはニ長調、日本語でもイタリア語でも可)
		選択	器 楽 ピアノ 次の (1)、(2) から1曲ずつ選択し、暗譜で演奏する。繰り返しは除く。 (1) ツェルニー 30 番練習曲第15番、ツェルニー 30 番練習曲第25番、ツェルニー 40 番練習曲第11番 (2) ハイドンソナタハ長調 Hob. XVI:35 第1楽章、モーツァルトソナタト長調 K.283 第1楽章、ベートーヴェンソナタト長調 Op.49-2 第1楽章
	選択	器 楽 ヴァイオリン 次の (1)、(2) を暗譜で演奏する。 (1) カールフレッシュのスケールシステムより第5番 (30 調から2つの調を選んで演奏する。長調、短調を問わない) (2) 任意の練習曲1曲	
	芸術学系(美術・工芸コース)	・素描 (鉛筆による静物デッサン)	
	体育学系	・30m走・立ち幅跳び・メディシンボール投げ (男子3kg・女子2kg)	
花巻南	スポーツ健康科学学系	・メディシンボール投げ・立ち三段跳び	

(6) 検査場

志願先高等学校 (本校又は分校)

(7) 受検者携行品

- 受検票
- 鉛筆 (シャープペンシルも可。なお、芯の濃さはF、HB、Bのいずれかとする。)
- 消しゴム
- 鉛筆けずり
- 定規 (三角定規も可)
- コンパス

- 昼食
- 上履き
- 黒のボールペン（成績通知用封筒に氏名等を記載するため）
- 不來方高等学校芸術学系（音楽コース）の志願者のうち、ヴァイオリンを選択する者は、楽譜及びヴァイオリン
- 上記体育科等の志願者は、トレーニングシャツ、トレーニングパンツ、体育用運動靴等

※ 分度器付き定規、計算機能や辞書機能のついた用具等、あるいは、これに類似する物品並びに携帯電話等の通信機能を有する機器（以下「携帯電話等」という。）は検査場（校地内）に持ち込まないこと。

3 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、各高等学校において次の選考方法により学校、学科（学系・コース）の特色に配慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を総合的に判定して行う。
 なお、原則として上記1の検査内容（P.10）を全て受けた者を選抜の対象とする。
- (2) 各高等学校においては、以下の【A選考】、【B選考】、【C選考】により選考を行うこととする。

ア 【A選考】

- (ア) 「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録、小論文又は作文及び適性検査（実技等）の評価」とを5：5に取り扱い、選考する。
- (イ) 必ず最初の選考に用いることとする。
- (ウ) 普通科（外国語学系、国際科学学系を除く）、普通・理数科以外の学科においては【A選考】において学力検査に傾斜配点を導入することができる。傾斜配点を行う教科は、校長が定める1ないし2の教科とし、得点の倍率は、1.5倍又は2.0倍（P.10参照）とする。

イ 【B選考】

- (ア) 「調査書の学習の記録、小論文又は作文及び適性検査（実技等）の評価」を重視して、選考する。
- (イ) 「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録、小論文又は作文及び適性検査（実技等）の評価」とを3：7に取り扱い、選考する。

ウ 【C選考】

- (ア) 「学力検査の成績」を重視して、選考する。
- (イ) 「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録、小論文又は作文及び適性検査（実技等）の評価」とを7：3に取り扱い、選考する。

- (3) 【A選考】、【B選考】、【C選考】による選考方法については、各高等学校長が次の表の7通りの中から選択・決定することとし、別表（P.82～85）のとおりとする。なお、選考にあたっては選考Ⅰ → 選考Ⅱ → 選考Ⅲの順で行うこととする。

選抜方法	選考Ⅰ	選考Ⅱ	選考Ⅲ
①	A選考 100%		
②	A選考 70%	B選考 30%	
③	A選考 70%	B選考 20%	C選考 10%
④	A選考 70%	B選考 10%	C選考 20%
⑤	A選考 70%	C選考 30%	
⑥	A選考 70%	C選考 20%	B選考 10%
⑦	A選考 70%	C選考 10%	B選考 20%

- (4) 第1志望の受検者で募集定員が充足しない場合は、第2志望から選抜する。同様に、第2志望の受検者でも募集定員が充足しない場合は、第3志望から選抜する。

なお、第2志望、第3志望から選抜する場合の方法は【A選考】のみとする。ただし、傾斜配点の有無や、小論文又は作文及び適性検査の有無等に違いがある学科（学系・コース）において選考する場合は、第2志望以降の学科（学系・コース）の配点基準による。

- (5) 不正行為や検査場（校地内）への携帯電話等の持ち込みがあった場合には、不合格とする。

4 高等学校長の配慮事項

- (1) 海外帰国生徒等については、高校教育課長と協議を行う。なお、「海外帰国生徒」とは、次の者をいう。
 ア 出願時において、海外の滞在経験が1年以上で、帰国後3年未満の者。
 イ 中国及びサハラ以南の残留孤児に係る帰国生徒で、帰国後3年未満の者。
- (2) 病気や視覚、聴覚、身体等の障がいのために、受検に特別な配慮が必要な場合は、「特別受検願」（様式5）の内容を考慮し、あらかじめ特別受検室や救護室を設ける等、適切な対応に努める。
- (3) 突発的な交通事情の変化や病気等により、受検に特別な配慮が必要な場合に備えて、あらかじめ特別受検室や救護室を設ける等、適切な対応に努める。
- (4) 「特別受検願」等により、学力検査の一部を変更せざるを得ない事情が生じたときは、高校教育課長に連絡の上、指示を受けること。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等

- (1) 志願者のうち、検査期日において、次のア～ウのいずれかに該当する者は3月9日（火）に実施する検査（以下「本検査」という。）を欠席することとする。
 ア 感染者のうち治癒していない者
 イ 濃厚接触者のうち健康観察期間中の者
 ウ 感染者又は濃厚接触者である疑いがある者
- (2) 上記(1)アのうち3月18日（木）までに治癒しない者及び上記(1)ウのうち感染者となった者で3月18日（木）までに治癒しない者は、下記6の追検査も欠席することとする。
- (3) 上記(2)の者の手続
 ア 志願者の手続
 (ア) 医師の診断書を当該中学校長に提出する。
 (イ) 3月18日（木）までに治癒しないことを当該中学校長に連絡する。
 イ 中学校長の処理
 3月17日（水）午後3時まで、「新型コロナウイルス感染症のために追検査を欠席する志願者一覧」（様式8に準ずる）に医師の診断書を添えて志願先高等学校長あて提出する。
 ウ 高等学校長の処理
 (ア) 提出された「新型コロナウイルス感染症のために追検査を欠席する志願者一覧」について、「新型コロナウイルス感染症のために追検査を欠席する志願者一覧受取票」（様式7-3に準ずる）を各中学校あて交付する。
 (イ) 「新型コロナウイルス感染症のために追検査を欠席する志願者一覧」の内容について疑義が生じた場合は3月18日（木）正午までに中学校長あて照会する。
- (4) 上記(2)の者の選抜方法
 調査書に記載された内容に基づいて、総合的に判定して行う。

6 追検査

(1) 対象者

次のア～カのいずれかに該当する者で、本検査を受検できない者
 なお、本検査を一部でも受検した者は、追検査の対象とはならない。

- ア 上記5(1)アの者のうち、3月18日（木）までに治癒した者
 イ 上記5(1)イの者

ウ 上記5(1)ウの者のうち、感染者及び濃厚接触者である疑いがなくなった者及び濃厚接触者となった者、感染者となった者で3月18日(木)までに治癒した者

エ 医療機関において医師からインフルエンザ等の診断を受け、本検査を受検できない者

オ 本検査前日及び当日にインフルエンザ等の症状を発症し、本検査を受検できない者

カ その他真にやむを得ない事情により本検査を受検できない者

(2) 受検の手続

ア 志願者の手続

(ア) 上記(1)ア～ウの事由により本検査を欠席し、追検査の受検を志願する者は、医師の診断書を当該中学校長に提出する。なお、事情により医師の診断書を提出できない場合はその旨を中学校長に連絡する。

(イ) 上記(1)エ、オの事由により本検査を欠席し、追検査の受検を志願する者は、医師の診断書を当該中学校長に提出する。

(ウ) 上記(1)カの事由により本検査を欠席し、追検査の受検を志願する者は、本検査を受検できない理由を証明する書類を当該中学校長に提出する。

※ 学校教育法施行規則第95条の規定(P.46)に該当する者は、志願先高等学校に連絡をした上で、上記(ア)～(ウ)に該当する書類を、直接、志願先高等学校に提出すること。

イ 中学校長の処理事項

(ア) 3月8日(月)午後1時の時点で、本検査を受検できない志願者(過年度卒業生を含む)が確認された場合、中学校名・受検番号・氏名を、午後3時までに志願先高等学校へ電話連絡する。

(イ) 3月9日(火)本検査当日の集合時刻の時点で、新たに本検査を受検できない志願者が確認された場合、該当生徒の中学校名・受検番号・氏名を、午前9時までに志願先高等学校へ電話連絡する。

(ウ) 3月17日(水)午後3時までに、次の書類を志願先高等学校長あて提出する。

なお、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にFAX等で関係書類の写しを志願先高等学校長あて送信した上で、速やかに原本を郵送すること。

・追検査志願者一覧(様式8)

・医師の診断書等、本検査を受検できない理由を証明する書類

(エ) 新たに、受検に特別な配慮が必要になった場合には、速やかにその旨を志願先高等学校に連絡する。

ウ 高等学校長の処理事項

(ア) 提出された「追検査志願者一覧」(様式8)及び医師の診断書等、本検査を受検できない理由を証明する書類について、「追検査志願者一覧等受取票」(様式7-3)を各中学校長あて交付する。

(イ) 「追検査志願者一覧」(様式8)及び医師の診断書等、本検査を受検できない理由を証明する書類の内容について疑義が生じた場合は3月18日(木)正午までに中学校長あて照会する。

(ウ) 特別な配慮等により、追検査の一部を変更せざるを得ない事情が生じたときは、高校教育課長に連絡の上、指示を受けること。

(3) 検査内容

「Ⅱ 一般入学者選抜」「第2 選抜」「1 検査内容」(P.10)による。ただし、学力検査、小論文又は作文は、追検査用に用意したもので行う。

(4) 日程及び実施内容

ア 検査期日 令和3年3月19日(金)

イ 検査場 志願先高等学校(本校又は分校)

ウ 実施内容等

上記ア、イ以外の実施内容等については、「Ⅱ 一般入学者選抜」「第2 選抜」「2 日程及び実施内容」の(2)～(5)及び(7)(P.10～12)による。

(5) 選抜方法

本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。

7 合格者の発表

3月23日(火)午後3時、志願先高等学校(本校又は分校)において、受検番号によって発表する。

8 合格者の通知

高等学校長は、中学校長に「選考結果通知書」(様式9)及び「合格通知書」(様式10)を合格者発表後速やかに送付する。

9 学力検査等成績の通知

(1) 通知する内容

教科別得点及び合計点、調査書の換算合計点、面接等の得点(小論文又は作文、適性検査(実技等)の得点)

(2) 通知の方法

ア 受検者の処理事項

本検査又は追検査の日に、配付される通知用封筒に氏名等を記入し、高等学校長に提出する。

イ 高等学校長の処理事項

次の書類を、上記8の通知書類の送付とあわせて当該中学校長あて送付する。(中学校での受取ができない者については、直接本人に送付する。)

- ・学力検査等成績通知書(様式12、通知用封筒(上記ア)に封入し、厳封したもの)
- ・受取確認表(様式13)

ウ 中学校長の処理事項

(ア) 厳封した状態の学力検査等成績通知書を受検者に手渡し、受取確認表(上記イ)に署名させる。

(イ) 3月31日(水)までに、次の書類を高等学校長あて返送する。

- ・受検者が署名済みの受取確認表
- ・受検者が受け取らなかった学力検査等成績通知書

(3) その他

本検査及び追検査を受検しなかった者には通知しない。

10 学力検査等の得点の口頭による開示請求

「個人情報の開示請求等の特例に関する事務取扱要領」に基づく学力検査等の得点の口頭による開示請求については、以下のとおりとする。

なお、口頭により開示請求できるのは原則として受検者本人とする。

(1) 開示する内容 上記9(1)と同じ

(2) 受付期間や場所等については、本検査又は追検査の日に受検者に連絡する。

(3) 詳細については、県教育委員会事務局学校教育課に問い合わせること。(電話 (019)629-6141)

第3 その他

指導要録抄本等の送付

中学校長は、進学した生徒について、当該生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、進学後30日以内に進学先高等学校長に送付する。